

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

柏市立田中小学校

平成26年3月策定

令和元年7月改定

令和2年8月改定

令和5年8月改定

令和8年3月改定

1. 基本理念

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条1項」

学校教育において、今現在、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速なIT情報技術の発展により、インターネットを通じて行われる新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相をみせています。こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

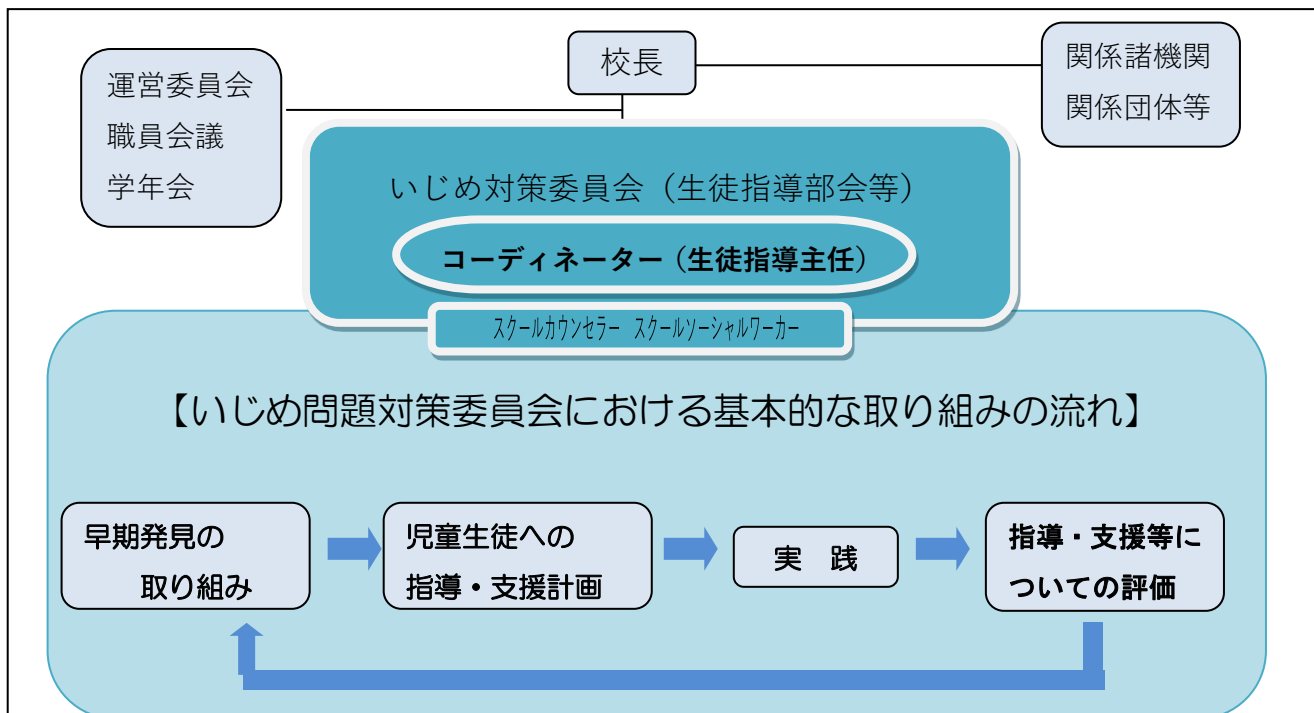
このため、本校では、平成25年6月に策定された「いじめ防止対策推進法」を遵守するため、平成24年10月に柏市教育委員会が作成した「いじめ問題対応の手引き」、「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」をもとに、「いじめ防止基本方針」をここに作成しました。いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめの防止のための基本となる事項を定めました。

この方針を、学級担任をはじめ教職員一人一人が熟読するとともに、学校内において校内研修を実施するなど積極的な活用を図ることで、すべての児童が健やかに夢や希望を持ちながら、生き生きと学校生活を送ることができる環境を築いていけるものと考えます。

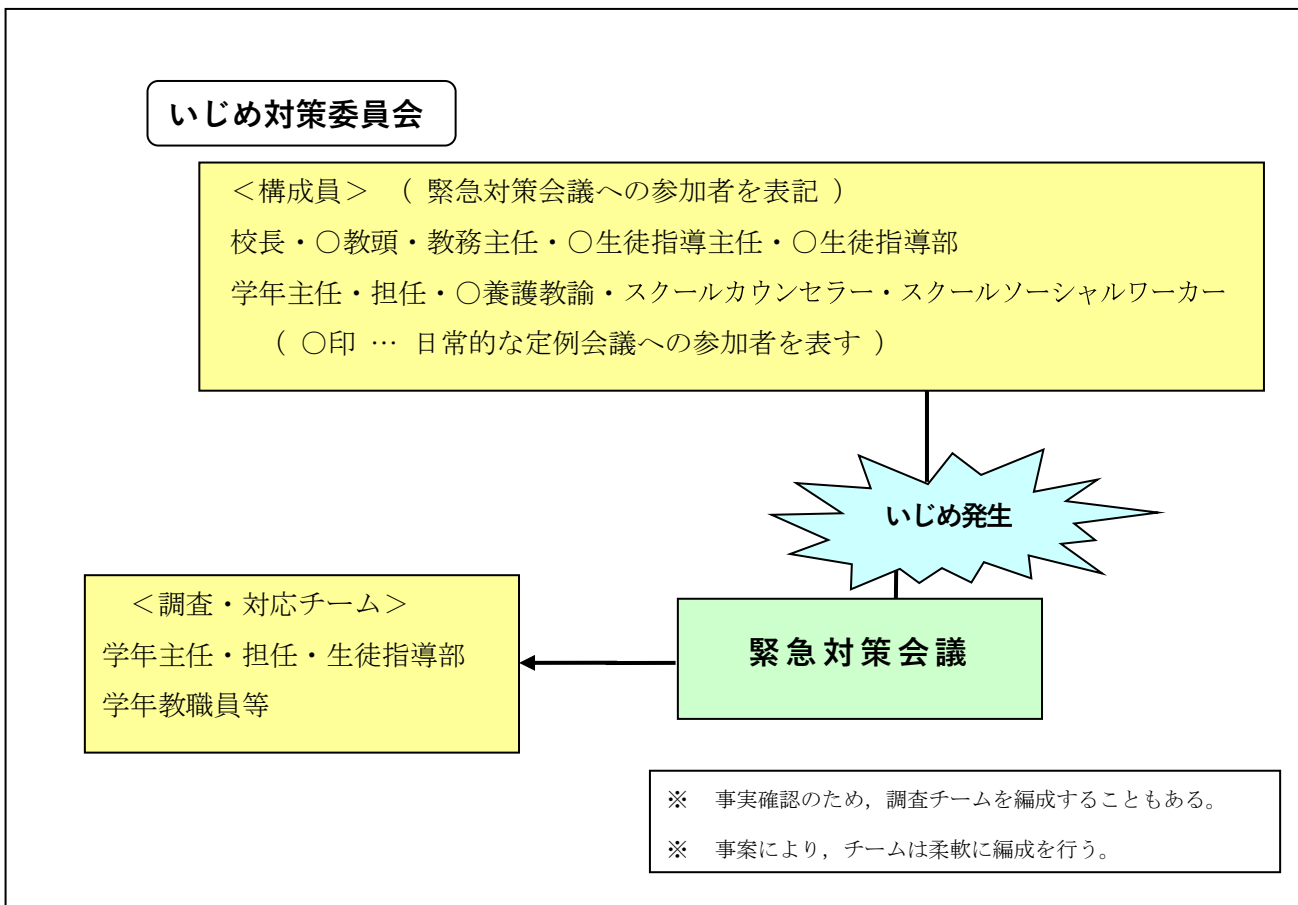
また、長期にわたるいじめは、児童の心身に大きな苦痛を与えるとともに、生涯にわたって深刻なダメージを与え続けることが指摘されています。学校は隠蔽や虚偽の行為をせず、正確に丁寧な説明とともに、いじめを早期に発見し、適切な指導により、一日も早く解決していくことが教育に携わる者一人一人に課せられた責務と考え、いじめ問題の解決に取り組んでいきます。

2. 組織および組織図

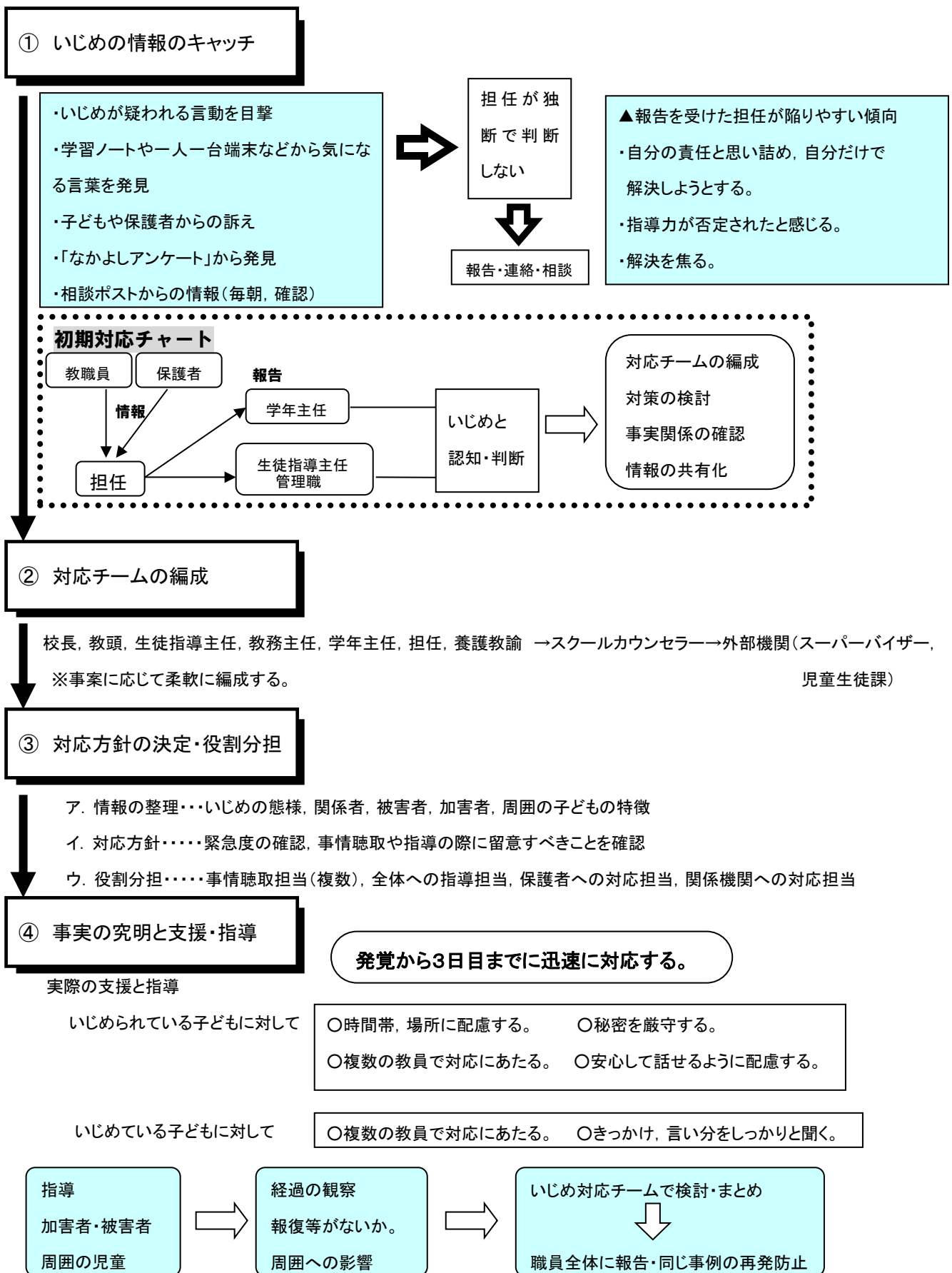
(1) いじめ対策委員会を中心とした指導体制と取り組み



(2) いじめ対策委員会組織



(3) いじめの発見から初期対応まで



3. いじめの未然防止について

(1) 児童への指導

① 学級経営の充実

- ・様々な個性や発達課題, 国籍, 家庭環境, 性自認などの違いを認め, 尊重し合う共感的人間関係づくり
- ・自己存在感を高め, 仲間の良さを認めていくような日常生活の指導
- ・自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の推進

※自己指導能力とは①「自己存在感を感じることができる」②「共感的な人間関係がある」③「自己決定の場がある」④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言います。これは, 多様な教育活動を通して, 児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させること。

② 道徳教育の充実

(思いやり等の道徳的実践力の育成を図る)

③ 豊かな人間関係作り実践プログラムの推進

- ・よりよい人間関係づくりのための価値や人間関係の重視
- ・豊かな体験活動を通じた道徳的価値の自覚を深める指導の充実
- ・基本的な生活習慣の確立と規範意識等の基本的な倫理観の育成
- ・教育活動全体を通じた人権尊重教育の推進
- ・人間関係形成能力の育成
- ・自他を大切にすると人権意識の高揚

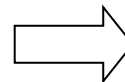
(2) 保護者への啓発活動

① メディアリテラシーを養う

- ・情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力
- ・メディアの特性や利用方法を理解し, 適切な手段で自分の考えを他者に伝達する能力
- ・メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力

② 学校からの情報発信

- ・基本的な生活習慣の確立
- ・基本的な倫理観の育成
- ・「いじめの定義」の共有

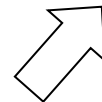


開かれた学校

(3) 地域との連携

学校を核とした地域コミュニケーション

- ・地域の教育力を生かした学習や活動の重視
- ・地域の人材と協働した教育活動の推進



(4) 教職員の研修

① 研修の目的

- ・教職員一人一人の指導力向上のため
- ・専門職として教育的力量を高めるため



<具体的には>

- ・いじめの問題について共通課題を持つ。
- ・教師一人一人が考えを出し合う。
- ・解決に向けて具体的方策を導き出す。

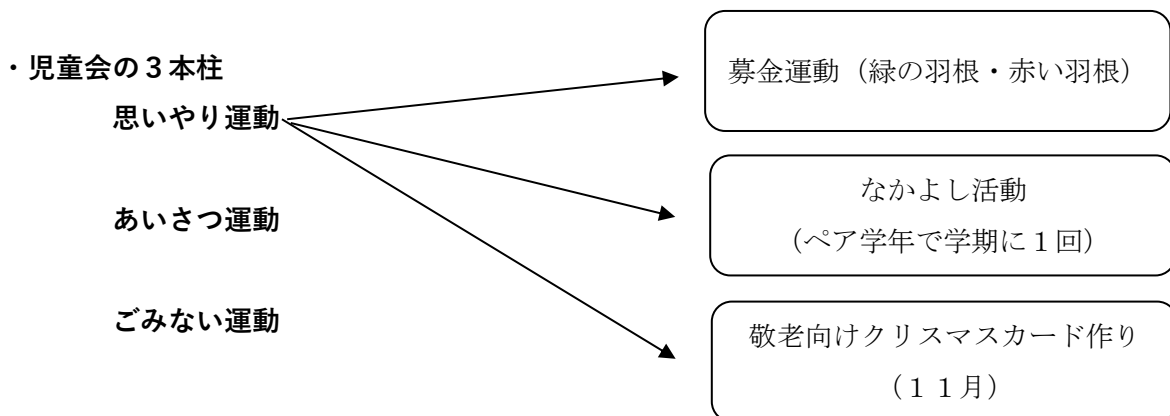
② 研修の内容

- ・ 共通理解 本校のいじめ防止基本方針について
- ・ 事例研究 本校で起きたいじめ事例への対応を検討
- ・ 教育相談のスキル向上
- ・ いじめのない学級経営の在り方
- ・ 自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の展開
- ・ 配慮を要する児童への理解と支援方針

③ 研修計画

4月	職員会議 (各種年間計画検討)	本校のいじめ防止基本方針の共通理解
12月	いじめ防止月間 (人権週間)	人権尊重の観点からの研修
各学期	校内支援会議	配慮を要する児童への支援方法検討
随時	職員会議	事例報告, 情報交換 指導方針等についての共通理解
随時	若年研修	講義, 授業実践・協議

(5) 児童会による自発的・自治的活動



4. いじめの早期発見について

(1) 児童の出すいじめのサイン

①体調の変化

- ・欠席、遅刻が多くなる・・・頭痛・腹痛・吐き気、微熱
- ・保健室へ行く機会が多くなる・・・はっきりしない症状
- ・自信のない態度・・・落ち着きがない、おどおどする様子

②友人関係の悪化

- ・今までとの交友関係が変化する・・・遊びや普段の生活の中での気遣い
携帯・スマホによるメール・LINE について
- ・孤立・・・グループ作りで最後まで残る

③学級の雰囲気

- ・周囲の様子の変化・・・失敗に対する目配せ、含み笑い、やじをする
- ・ボスの存在を中心とした小集団化

(2) 早期発見の手立て

①日常の観察・・・チェックリスト項目

時系列	項目	児童生徒を見る観点
(1) 登校から朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
(5) 清掃時間	⑪	重い物や汚れたものを扱うことが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとならない。
(7) 部活動やクラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言いつ出す。
(8) 学校生活全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

②会話・・・休み時間・給食・放課後等のさりげない話による情報収集

③なかよしアンケートの実施・・・学期末に1回実施（5年間保存）

月に1回、簡単なアンケート

複数の目で確認

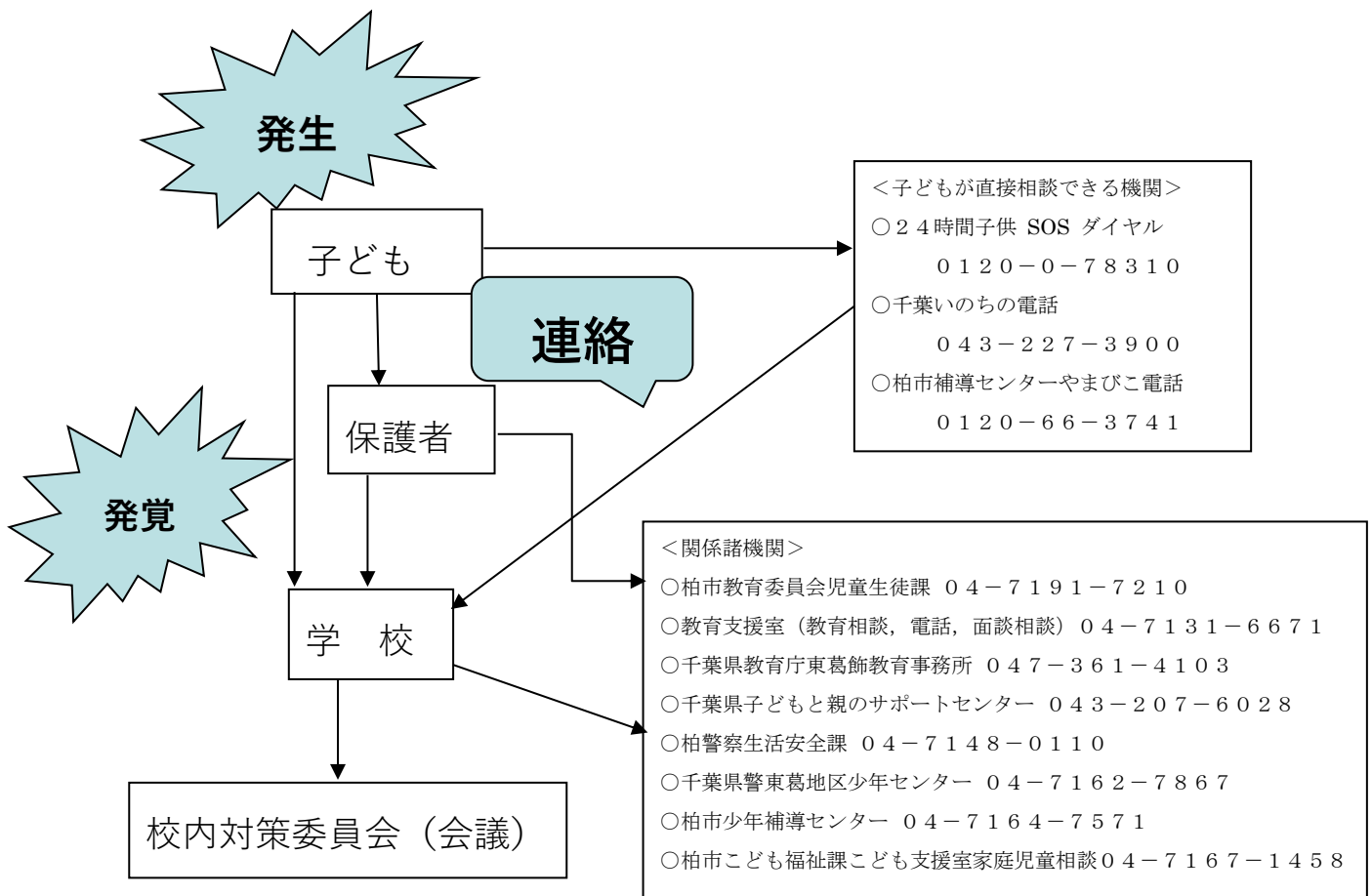
④個人面談

- ・児童・・・なかよしアンケート後に、学期に1回実施。周囲への配慮を行い、個別に面談する。
- ・保護者・・・情報収集を確実にする。

⑤他の教職員、保護者、児童からの情報

5. いじめの相談・通報について

(1) いじめの問題についての外部との連携



(2) 警察・地域等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導を中心に、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

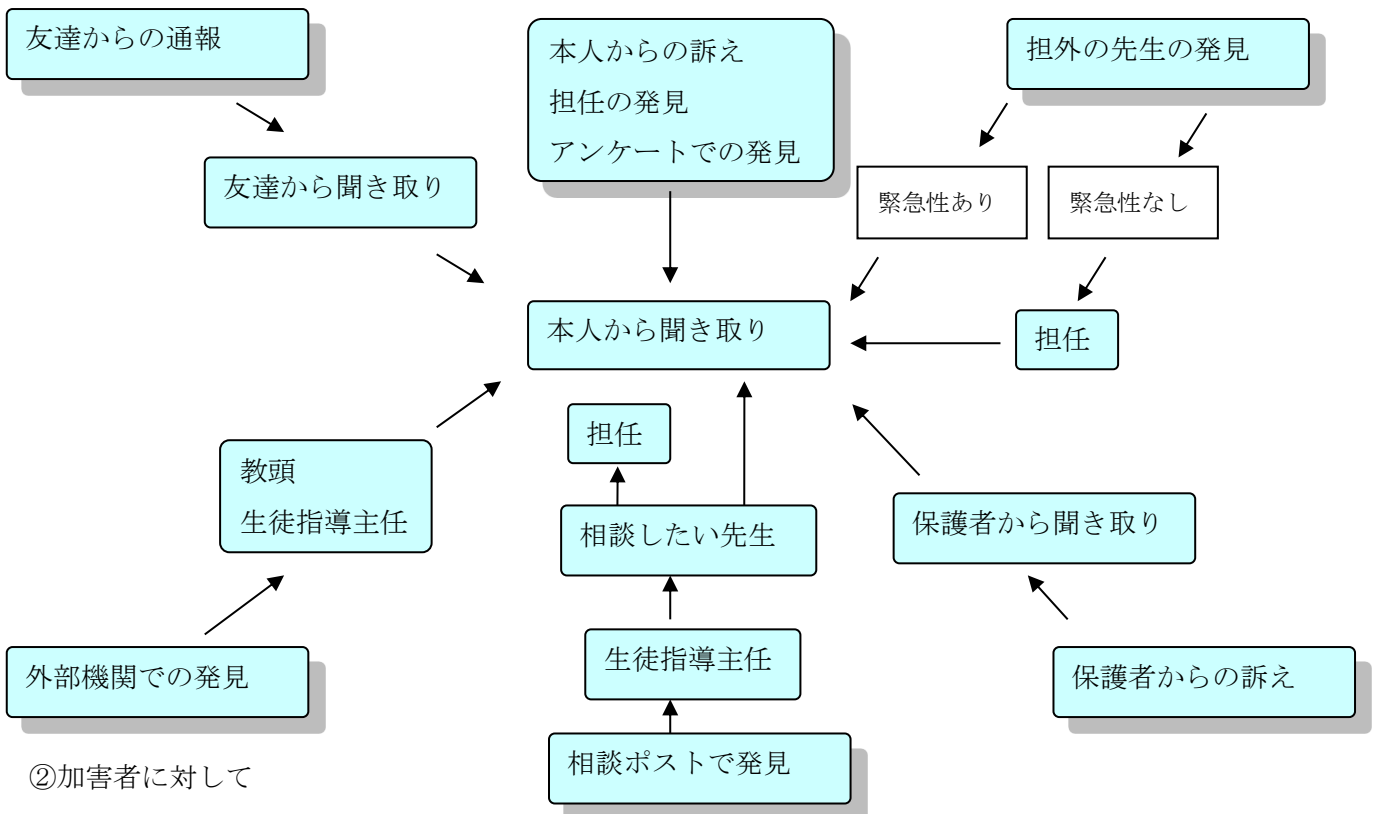
学校でのいじめが暴力行為や恐喝など犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察やサポートセンターに相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命や身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

いじめた生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童生徒課やサポートセンター、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要もある。

6. いじめを認知した場合の対応について

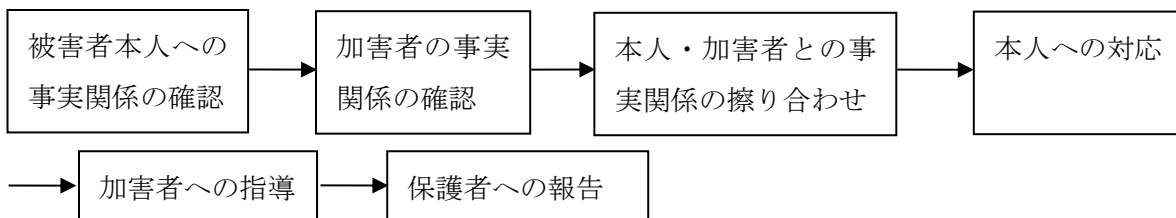
(1) 事実の把握方法

①被害者本人に対して（聞き取る場合は、周りの環境に配慮する）



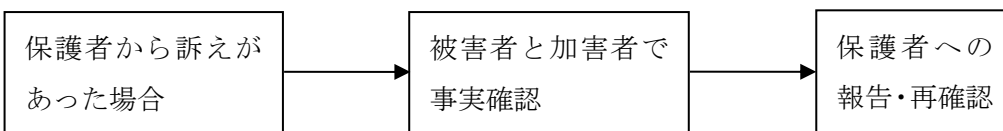
②加害者に対して

～基本対応～



※被害者と加害者の人数差・力関係が大きい場合は、被害者と加害者を対面させずに聞き取る。

③保護者に対して



(2) 加害者が被害者および通達者に圧力をかけない防止対策

加害者に対して誰から聞いたかは伝えず、いじめの事実確認を行い、加害者の気持ちを受容しながら話を聞く。その上で、被害者の苦しみや不安を具体的に伝え、今後二度と同じことを繰り返さないように確実に指導する。

(3) いじめの調査結果について

加害者、被害者から調査したいじめの結果については、加害者、被害者の保護者に必ず連絡・通知を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

①相手が特定可能な場合

LINE などの承認型のツール、知っている相手からのメール、書き込み、動画投稿サイトなど



事実関係の確認、保護者への連絡



- ・相手児童への確認（大抵の場合記録が残っている）
- ・全体像の把握、担任間の連携
- ・該当児童への指導、書き込んだ児童本人による内容の削除、保護者への協力依頼
- ・情報ツールについての指導

②匿名性が高く特定が困難な場合

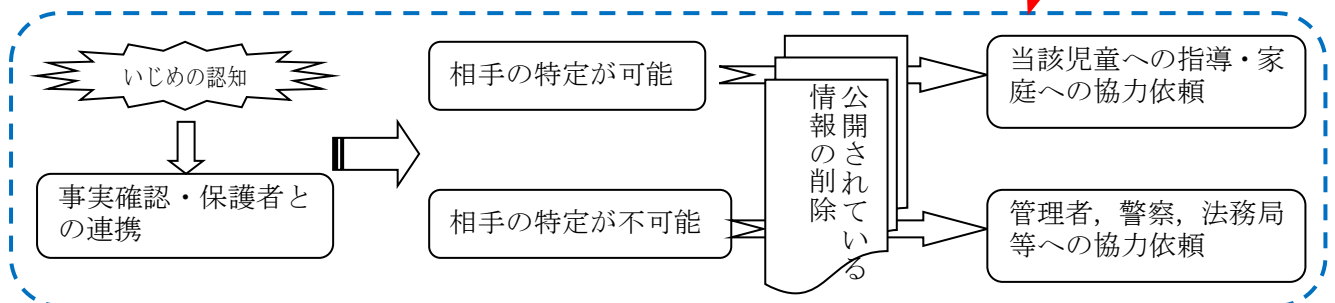
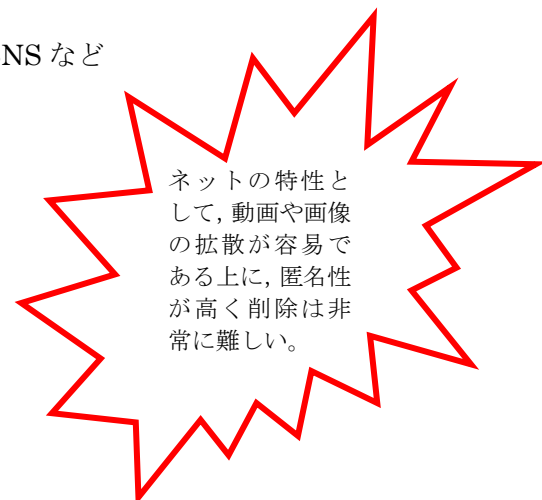
掲示板への書き込み（学校裏サイトなど）、LINE をはじめとする SNS など



事実関係の確認、保護者への連絡



- ・書き込み内容の記録
- ・誹謗中傷などの目に触れる書き込みの場合、被害を受けた児童または保護者から管理者に削除依頼
- ・改善されない場合、警察・法務局・地方法務局等への協力依頼
- ・全体像の把握、担任間の連携、学校全体でのモラル指導



※予防、事後対応策

- ・学年に応じた情報モラル教育
担任が実施するもの（年間計画参照）、IT アドバイザーへの依頼、携帯電話会社などのキャリアが実施するもの、柏市少年補導センター主催のスマホ講習会（高学年向け）
- ・保護者への啓蒙（PTA への教室開催など）
児童への買い与えへの警鐘、トラブルの実例紹介、フィルタリングやペアレンタル機能、使用方法の家庭での約束
- ・児童の利用状況の把握
スマホ・PC・ゲーム機などのネット端末の所持割合、使用時間、約束事の有無、フィルタリングの有無
- ・学校への持込によるトラブルも考えられるので、所持可能な端末の一定のルールが必要

◆参考 インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内（法務省）
<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>

7. いじめに関わった児童への対応について

「3本の柱」に沿い、いじめにかかわった児童の心身と関係性の修復および再発防止に努める。

(1) 被害者へのケア

<3本の柱>

- 1 被害者へのケア
- 2 加害者への指導
- 3 保護者への対応

<一次対応> 緊急対応

①いじめの事実関係把握

- ・「いつ・どこで・誰に・何をされたか」を具体的に記録し、時系列に整理する。
- ・担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教職員等が対応する。

②安全確保と全面支援（心のケア）

- ・「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ということを伝える。
- ・緊急性や深刻さを考慮する場合は、加配の先生の支援（つきそい・目配り）や緊急避難措置としての別室登校（保健室または学習支援室）を促す。

③関係者への報告・連絡・相談

- ・聞き取りを時系列に整理した資料を用意し、校長・関係教職員・保護者に報告する。

<二次対応> 短期対応

④支援体制の確立

- ・校内のいじめ防止対策委員会を中心に、情報を共有化しながら支援体制を確立し、最も信頼を得ることができている教職員等が担当者となって支援を行う。必要に応じて関連機関との連携を行う。

<三次対応> 長期対応

⑤継続した対応

- ・日常的な観察や定期的なアンケート調査などを行い、継続して十分な配慮を行う。

(2) 加害者の指導

<一次対応> 緊急対応

①事実確認

- ・「いつ、どこで、誰が、何をした」を具体的に確かめながら記録し、時系列に整理する。
- ・いじめを行った児童が複数の場合は、複数の教師で個別に事実と経過を聴き取る。
- ・いじめた児童が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。

* 事実確認と指導は、明確に区別する。指導しながらでは、本人が萎縮して事実が明確にならない。

②関係者への報告・連絡・相談

<二次対応> 短期対応

③指導方針の立案と共通理解

- ・「冷やかし・からかい」への対応は、行為の理不尽さを理解させる。
- ・「仲間はずれ・無視・もの隠し」への対応は、当事者の不満不信に耳を傾け受容の姿勢が必要である。
- ・「脅し・たかり・暴力」への対応は、刑法にふれる犯罪行為であるとし、断じて許さない。指導に当たっては児童相談所や警察等、関係機関に通報・相談し支援を要請する。

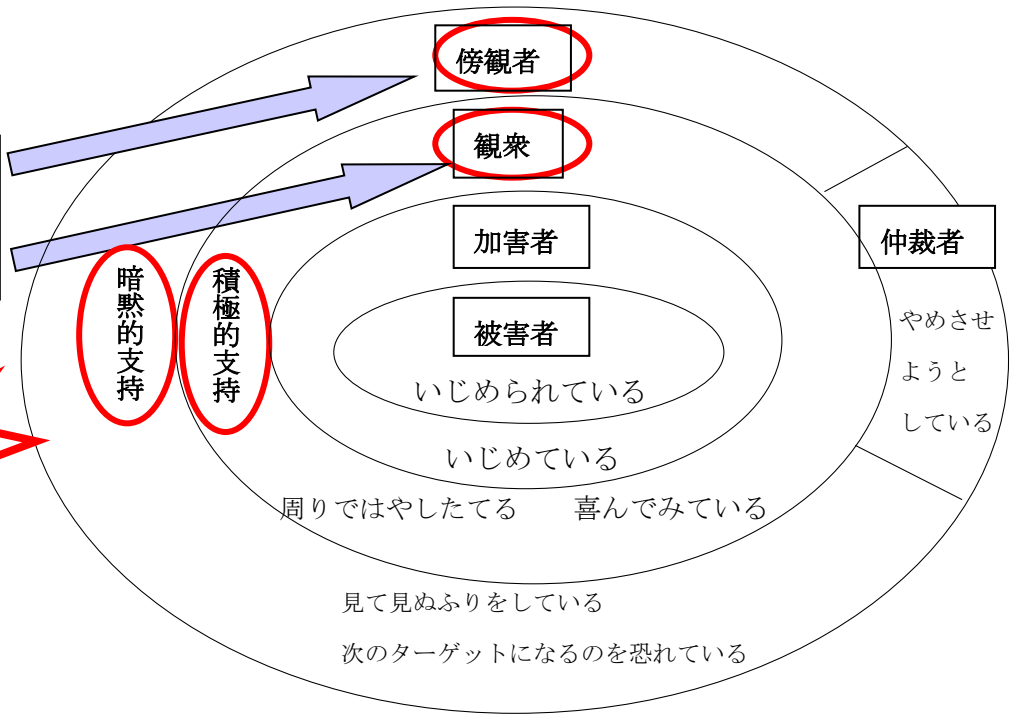
<三次対応> 長期対応

④継続した対応

- ・いじめを行う背景を見つめ、共感的人間関係づくりに努めると共に、所属意識や自己存在感が高まるような取り組みを継続して行う。

<観衆や傍観者への指導>

実は、観衆や傍観者もいじめを助長している！！



(3) 保護者への対応

被害者の親には・・・

「わが子がいじめられてつらい思いをしている」



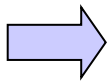
この事実を知った親の心情を十分理解して、学校側は誠意ある対応をする。



新しい事実が判明した場合は逐次報告を行う。学校の様子や家での様子についても情報交換し、いじめられた児童の変容を把握するように努める。

加害者の親には・・・

- ・ 事実関係
- ・ 今後の学校、学級の対応
- ・ 指導の内容、方法



これらを、正確かつ丁寧に伝えることが大切。

*問題の発生=困ったことではなく、子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たる。ただし、暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要。

<保護者への情報提供>

- 誠意ある対応
- 直接事実を伝える (電話は避けることが望ましい)
- 一人で対応しない (複数同行)
- 何回かの情報交換
- わかりやすく、明確に (専門用語を羅列しない) などに注意する。

8. 重大事態への対処について

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

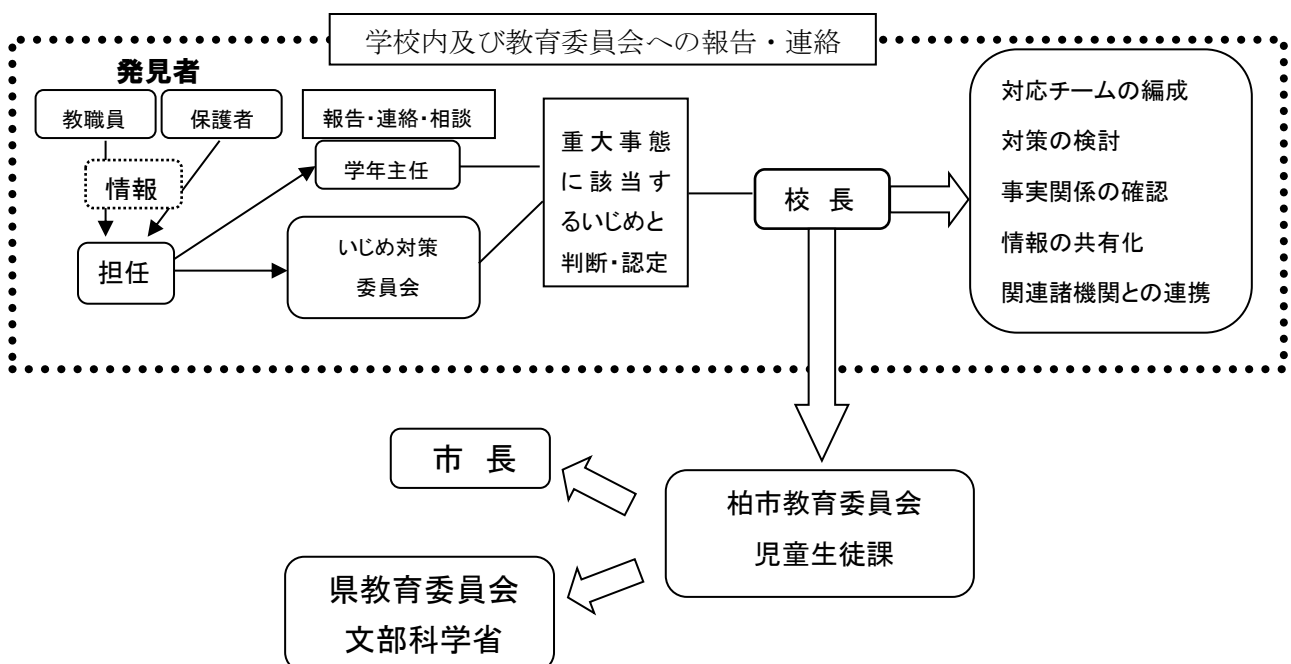
【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月（抜粋）】

- ①児童生徒が自殺を企画した場合・自殺を企画したが軽傷で済んだ。
- ②心身に重大な被害を負った場合・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③金品等に重大な被害を被った場合・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④精神性の疾患を発症した場合・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合・欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない) 当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

これらにこだわることなく、児童生徒の個々の状況と保護者の要望を十分に把握して総合的に判断する。

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会児童生徒課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。



9. 公表, 点検, 評価等について

- (1) 「田中小学校いじめ防止基本方針」は、田中小学校ホームページにより公開を行う。
- (2) 年度ごとにいじめ問題への取り組みに対して、保護者・児童・職員等で評価を行う。評価は、学校評価にいじめの内容を加えていくものとする。
- (3) 評価を分析し、年度末に方針の見直しを行っていく。